



国土交通省

南陽出張所通信

第169号

平成28年3月9日

【発行者】国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 南陽出張所

〒999-2232 南陽市三間通14 TEL:(0238)43-2011 FAX:(0238)43-2411

ホームページアドレス→ <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/nanyou/>

川にゴミを捨てることは**犯罪**です!!

河川敷では毎年、雪解けとともにたくさんのゴミが発見されます。

「ばれないだろう」「雪で隠れるから捨てても良いかな」は大間違い！不法投棄は警察に通報され、罰則を科せられることもあります。

不法投棄は、景観が損なわれるだけではなく、川の水は私達の「飲み水」になるため、河川の汚染は市民生活にも影響します。

もし河川敷で不法投棄を見つけたら、南陽出張所もしくは警察に連絡してください。



不法投棄は絶対にしないでください!!

実際に南陽出張所管内で発生した悪質な不法投棄→

ゴミをみだりに捨てることは**法律で禁止**されています!!

罰則

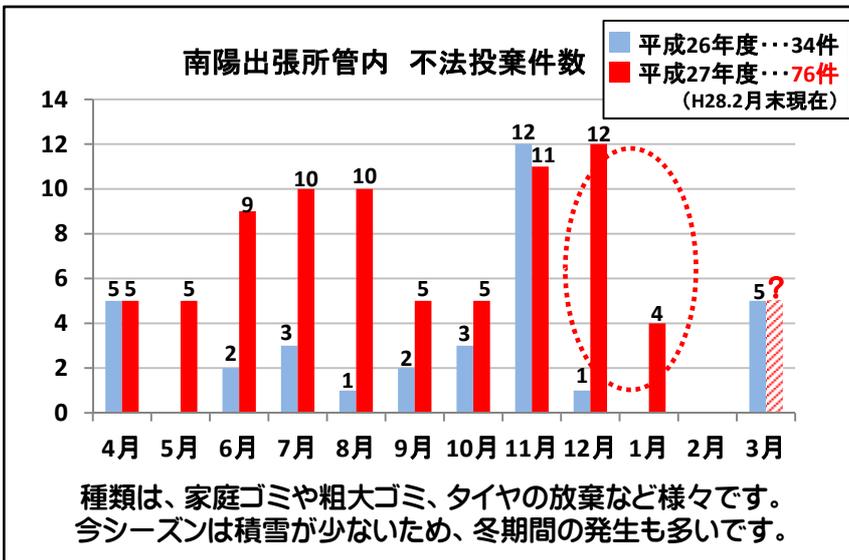
不法投棄を行った者(未遂を含む)

廃掃法で **5年以下の懲役**、
もしくは**1,000万円以下の罰金**、
または**この両方**が科せられます。

罰則

法人等の場合

3億円以下の罰金
が科せられます。



捨てている
あなたが皆から
棄てられる



山形県民の母なる川
最上川を守りましょう!

↑今シーズン、窪田水辺の楽校(米沢市)に【アメリカコハクチョウ】が飛来!日本で見られるのは珍しいハクチョウです。